

# 令和7年度宮城県動物愛護推進協議会資料

令和7年8月26日  
宮城県食と暮らしの安全推進課

## 目次

I 宮城県動物愛護管理推進計画	1
II 宮城県動物愛護管理推進計画の達成状況	
1 犬及び猫の引取り数	2
2 犬及び猫の苦情件数	
(1) 犬の苦情件数	3
(2) 猫の苦情件数	4
3 マイクロチップ登録数	5
4 動物愛護推進員の数	6
III その他の動物愛護管理に係る事業の実施状況	
1 犬及び猫の引取り状況	
(1) 犬及び猫の日齢別	7
(2) 犬及び猫の引取依頼者別	8
(3) 引き取った犬及び猫の措置状況	
① 引き取った犬の措置状況	9
② 引き取った猫の措置状況	11
2 宮城県内の犬の狂犬病予防関係実績	13
3 第一種動物取扱業の業種別登録状況	14
4 令和6年度動物取扱責任者研修実施状況	15
5 愛護事業実施状況	
(1) 宮城県動物愛護センターにおける愛護事業実施状況	15
(2) 保健所・支所における愛護事業実施状況	16
6 宮城県動物愛護推進員活動状況	
(1) 委嘱状況	18
(2) 主な活動	18
7 飼い主のいない猫の不妊去勢事業実績	
(1) 公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業	19
(2) 公益社団法人仙台市獣医師会による飼主のいない猫避妊去勢事業	19
8 令和8年度宮城県実施予定の施策	20
IV 情報提供事項について	
1 県からの情報提供について	
(1) 多頭飼育問題への取組について	21
(2) 「宮城県保健所犬猫ダイヤル」の開設について	21
(3) 動物マッチングサイトの開設について	22
(4) 宮城県大崎保健所及び石巻保健所に係る獣疫衛生業務の集約について	22

## I 宮城県動物愛護管理推進計画

宮城県では、平成18年に環境大臣が定めた基本指針に則り、平成19年12月に「宮城県動物愛護管理推進計画」（以下「計画」という。）を策定しました。その後、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が改正、併せて平成25年9月に基本指針が改正・適用されたことから、平成26年3月に計画の一部を改訂しました。動物の愛護及び管理に関する施策のより一層の推進を図るため、令和元年6月19日に動物愛護管理法が改正、令和2年6月1日よりその一部が施行され、令和2年4月に基本指針が改正・適用され、これにより、令和3年度から令和12年度までの10か年計画として見直しが行われました。

計画では、人と動物が真に共生できる社会を構築するため、3つの基本理念を定め、理念ごとに目指すべき将来の姿と中長期的な目標を明確化し、計画的かつ統一的に施策を遂行することとしています。

### 基本理念1 動物愛護を通した生命を大切にする心の育成

将来の姿	◆ 動物の生命を尊重する意識が向上している
数値目標	犬及び猫引取り数：令和12年度 800頭／年 (平成30年度約2,000頭を60%減少する)

### 基本理念2 動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成

将来の姿	◆ 飼育者の倫理が向上し動物が適正に飼養されている ◆ 動物取扱業が健全に営まれている
数値目標①	苦情件数：犬 450件／年、 猫 950件／年 (犬の平成26年度から令和元年度までの6年間の平均苦情件数885件を概ね半減する。猫の平成28年度から令和元年度までの4年間の平均苦情件数1,367件を約30%削減する。)
数値目標②	マイクロチップ登録数：85,000件（延べ） (令和元年度約38,500件を約220%増加する)

### 基本理念3 動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築

将来の姿	◆ 県民の間における動物の愛護及び管理についての合意が形成されている ◆ 関係者によるネットワークが構築されている
数値目標	動物愛護推進員の数：令和12年度目標 100名

## II 宮城県動物愛護管理推進計画の達成状況

令和6年度における計画に掲げた数値目標の達成状況は以下のとおりです。

### 1 犬及び猫の引取り数

表1 犬及び猫の引取り数

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り数)

動物種	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
犬	県	143	133	78	87	76	50	60	31	28	47
	仙台市	10	5	5	6	1	5	1	2	15	3
	県全体	153	138	83	93	77	55	61	33	43	50
猫	県	2,211	2,199	1,820	1,622	1,336	1,190	785	726	660	437
	仙台市	1,084	631	540	359	279	236	185	63	95	71
	県全体	3,295	2,830	2,360	1,981	1,615	1,426	970	789	755	508
犬・猫	県	2,354	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845	757	688	484
	仙台市	1,094	636	545	365	280	241	186	65	110	74
	県全体	3,448	2,968	2,443	2,074	1,692	1,481	1,031	822	798	558

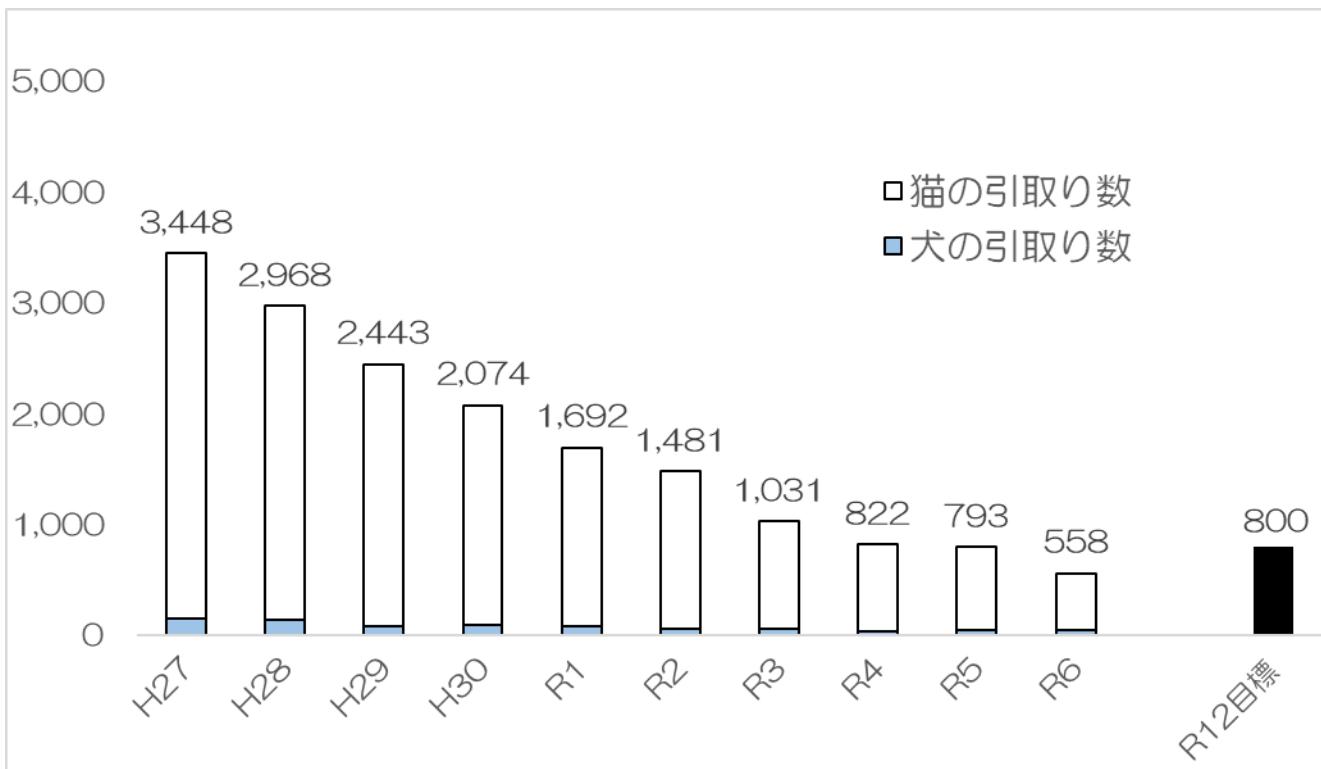


図1 犬及び猫の引取り数

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り数)

県内の犬及び猫の引取り数は減少傾向にあり、令和6年度は558頭と、計画で掲げる数値目標の800頭を前年度に続き下回りました。

引き続き、動物愛護思想の醸成及び終生飼養や不妊去勢による繁殖制限措置など、飼い主への適正飼養に関する指導を通じて、引取り数の削減に努めます。

## 2 犬及び猫の苦情件数

### (1) 犬の苦情件数

表2 犬の苦情件数

苦情内容	自治体	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲依頼	県(自治体除)	549	487	428	381	361	331	286	304	253	263
	仙台市	118	190	184	144	112	113	90	70	76	56
	計	667	677	612	525	473	444	376	374	329	319
放飼・係留不適	県(自治体除)	101	99	92	84	98	92	83	67	42	39
	仙台市	30	34	24	33	21	28	23	15	25	24
	計	131	133	116	117	119	120	106	82	67	63
糞尿	県(自治体除)	0	4	0	1	1	0	1	0	9	18
	仙台市	29	11	20	26	28	39	27	27	26	27
	計	29	15	20	27	29	39	28	27	35	45
鳴き声	県(自治体除)	81	48	57	42	74	60	45	57	39	53
	仙台市	66	57	89	79	68	54	79	56	60	60
	計	147	105	146	121	142	114	124	113	99	113
計	県(自治体除)	731	638	577	508	534	483	415	428	343	373
	仙台市	243	292	317	282	229	234	219	168	187	167
	計	974	930	894	790	763	717	634	596	530	540

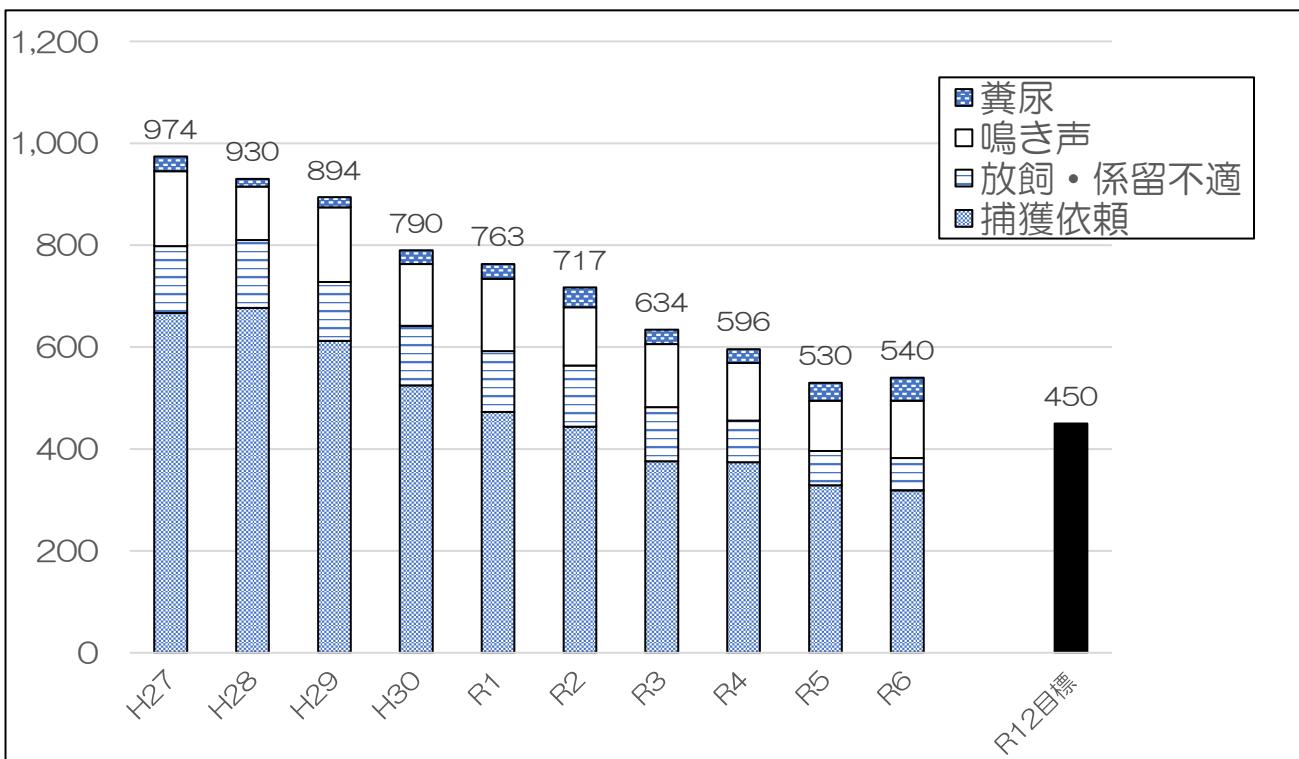


図2 犬の苦情件数

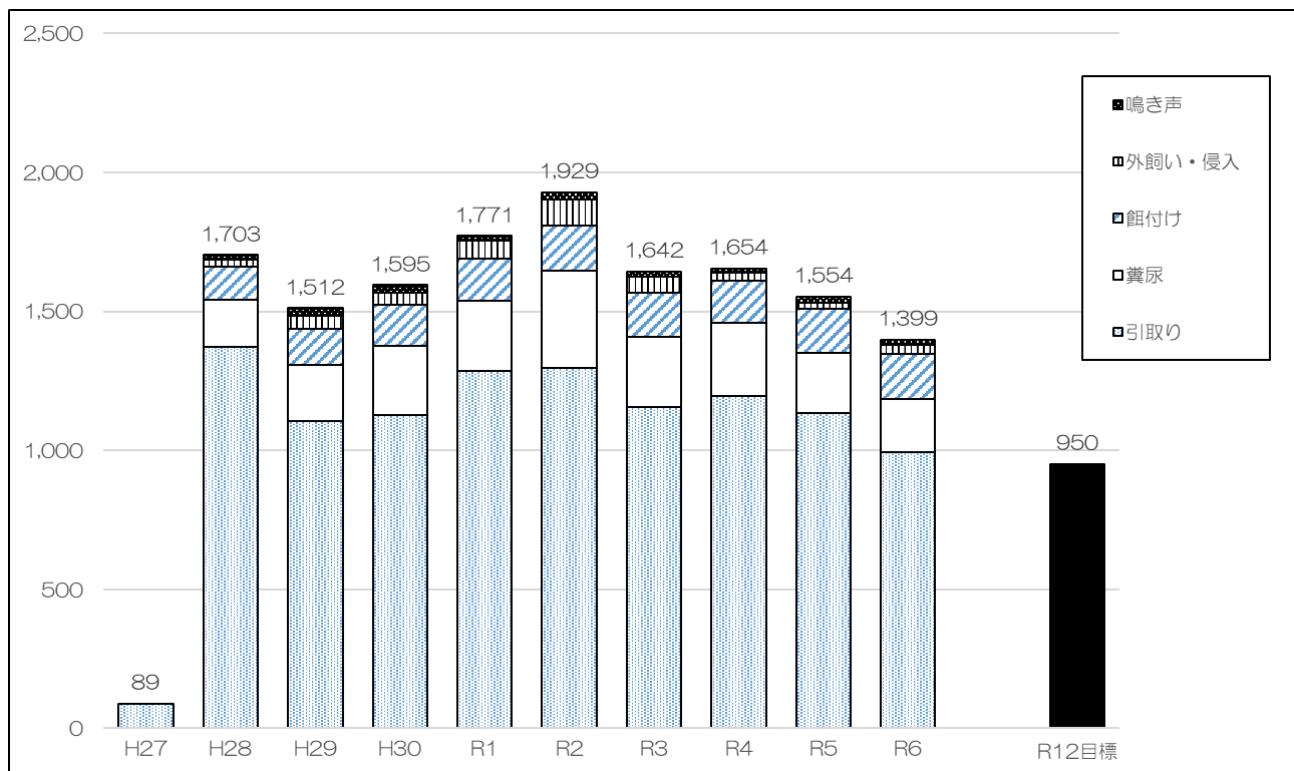
犬の苦情件数は、全体として減少傾向にあります。放浪犬等の捕獲依頼に関する苦情が依然として多くを占め、令和6年度の相談受理件数540件のうち、59.1%を占めています。計画で掲げる数値目標の達成率は、令和6年度時点で83.3%となっています。

また、犬の放し飼いや鳴き声による苦情も一定数あることから、飼い主に対し、犬の係留や適正飼養に係る指導を引き続き行っていく必要があります。

## (2) 猫の苦情件数

表3 猫の苦情件数

苦情内容	自治体	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
引取り	県(自治体除)	89	1,251	1,020	1,029	1,163	1,089	950	984	1,005	830
	仙台市	0	122	86	99	124	209	207	213	130	163
	計	89	1,373	1,106	1,128	1,287	1,298	1,157	1,197	1,135	993
糞尿	県(自治体除)	0	91	108	105	113	91	90	135	115	114
	仙台市	0	77	94	142	139	258	161	128	99	78
	計	0	168	202	247	252	349	251	263	214	192
餌付け	県(自治体除)	0	60	71	100	93	113	116	109	115	113
	仙台市	0	61	58	47	58	50	43	43	45	48
	計	0	121	129	147	151	163	159	152	160	161
外飼い・侵入	県(自治体除)	0	22	40	39	52	77	53	22	20	24
	仙台市	0	2	7	7	11	14	6	4	2	11
	計	0	24	47	46	63	91	59	26	22	35
鳴き声	県(自治体除)	0	11	23	17	11	17	14	12	13	13
	仙台市	0	6	5	10	7	11	2	4	10	5
	計	0	17	28	27	18	28	16	16	23	18
計	県(自治体除)	89	1,435	1,262	1,290	1,432	1,387	1,223	1,262	1,268	1,094
	仙台市	0	268	250	305	339	542	419	392	286	305
	計	89	1,703	1,512	1,595	1,771	1,929	1,642	1,654	1,554	1,399



※ 平成 27 年度は、県動物愛護センター及び仙台市動物管理センターが受理した苦情件数（県保健所における猫の苦情件数の集計は平成 28 年度から開始）

令和 6 年度の猫の苦情件数は 1,399 件で、猫の引取りに関する相談が全体の 71.0 % を占めています。また、計画で掲げる数値目標の達成率は、令和 6 年度で 67.9 % となっています。地域の特性を踏まえた猫の飼養管理のあり方を考慮し、飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や、給餌・排泄の管理等を実施する地域猫活動への理解の促進等、地域住民への普及啓発を引き続き行います。

### 3 マイクロチップ登録数

表4 マイクロチップ登録数（仙台市含む）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
犬	14,640	17,521	20,794	24,229	27,778	30,442	35,248	42,787	48,844	55,069
猫	5,267	6,461	7,737	9,135	10,695	11,983	14,513	18,327	21,031	23,720
合計	19,907	23,982	28,531	33,364	38,473	42,425	49,761	61,114	69,875	78,789

※ 環境省指定登録機関への登録数及び動物ID普及推進会議（通称A I P O）におけるマイクロチップ登録数の合計数

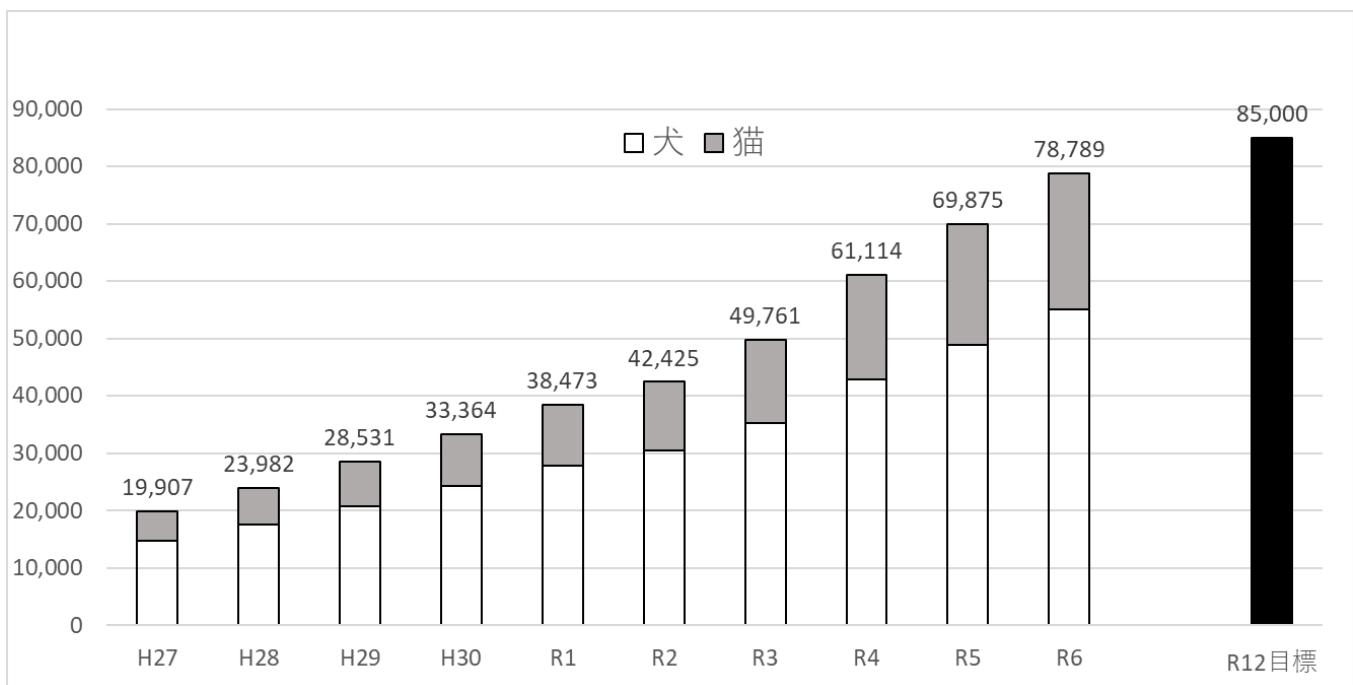


図4 マイクロチップ登録数（仙台市含む）

※ 環境省指定登録機関への登録数及び動物ID普及推進会議（通称A I P O）におけるマイクロチップ登録数の合計数

マイクロチップ登録数は、令和6年度末時点で延べ78,789件（犬：55,069件、猫：23,720件）であり、令和12年度の数値目標の92.7%となっています。

改正動物愛護管理法でブリーダーやペットショップ等の犬猫等販売業者に、販売する犬及び猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けされたことから、犬及び猫等販売業者及び犬及び猫の所有者に対し、引き続き当該制度の周知を行います。

#### 4 動物愛護推進員の数

表5 宮城県動物愛護推進員の数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
宮城県動物愛護推進員数	38	38	40	44	43	44	47	48	47	49

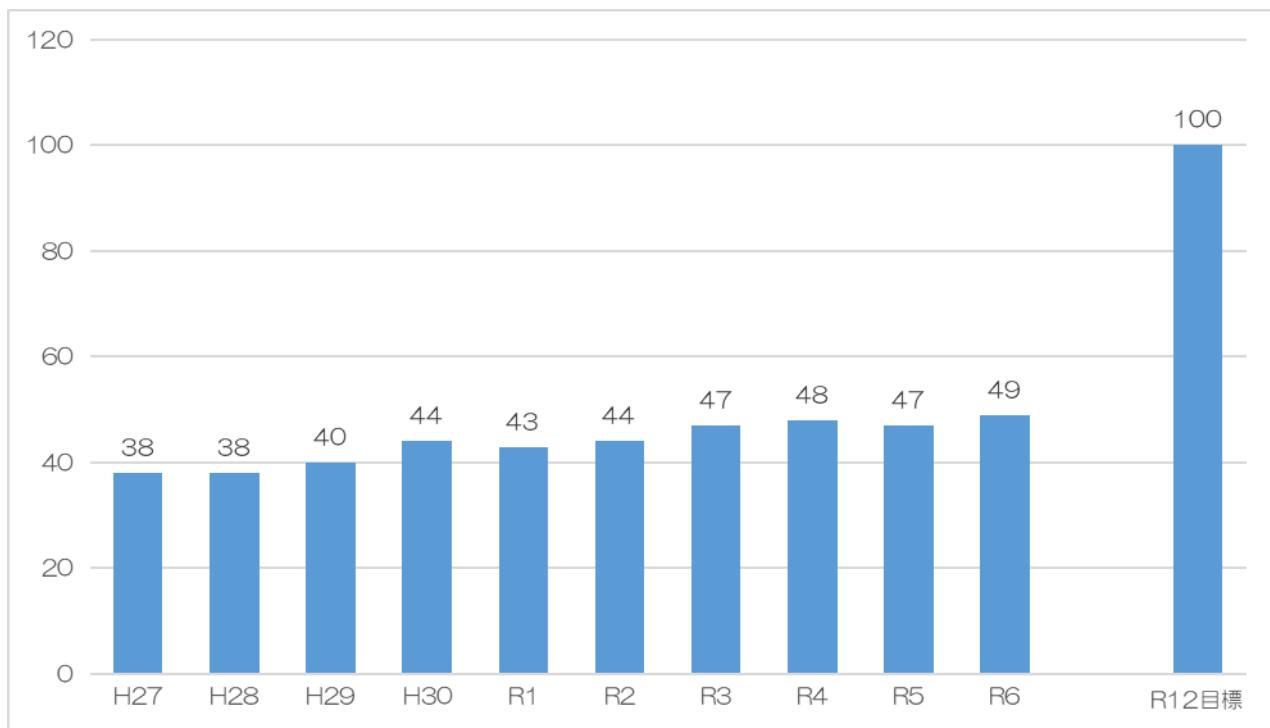


図5 宮城県動物愛護推進員の数

令和6年度末時点の宮城県動物愛護推進員の数は49名です。

地域に根付いた動物愛護及び管理を推進するため、引き続き動物愛護推進員の委嘱に努め、その活動支援に取り組みます。

### III その他の動物愛護管理に係る事業の実施状況

#### 1 犬及び猫の引取り状況

##### (1) 犬及び猫の日齢

表 6 引取りした犬及び猫の日齢

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
成犬(91日齢以上)	97	73	63	64	49	31	31	21	27	44
子犬(90日齢以下)	46	60	15	23	27	19	29	10	1	3
成猫(91日齢以上)	322	242	310	231	211	186	131	245	198	163
子猫(90日齢以下)	1,889	1,957	1,510	1,391	1,125	1,004	654	481	462	274
犬・猫の引取り数	2,354	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845	757	688	484

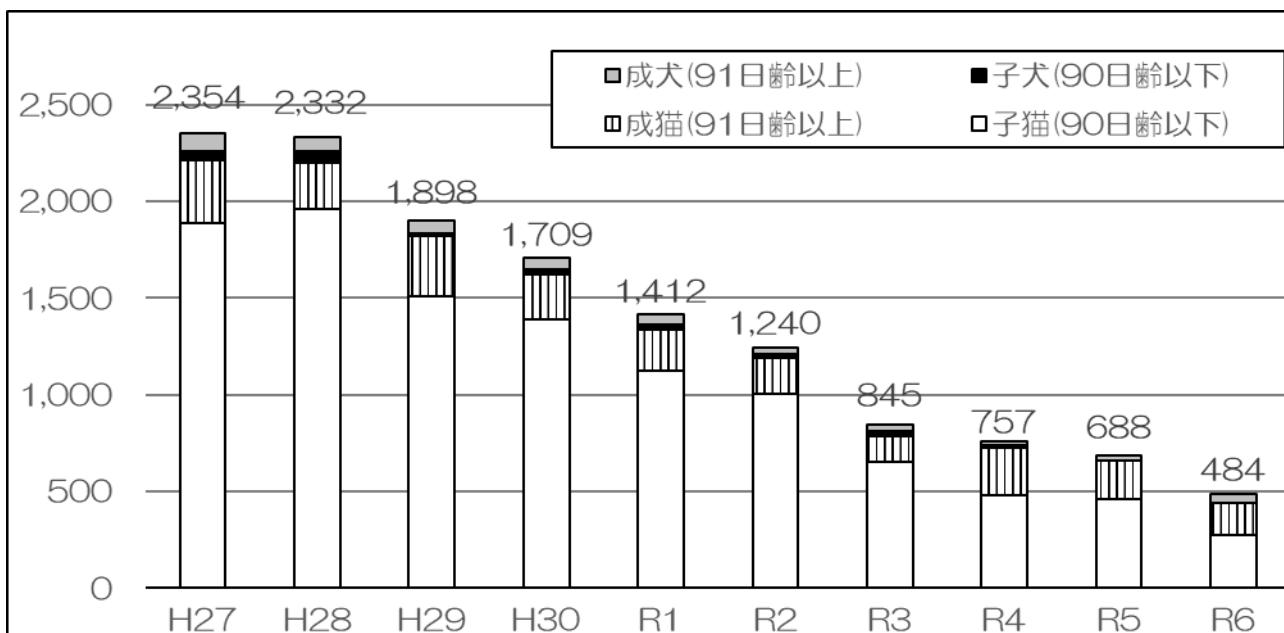


図 6 引取りした犬及び猫の日齢

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

犬及び猫の引取り数は着実に減少していますが、依然として引取りした犬及び猫全体の56.6%を90日齢以下の子猫が占めています。

関係団体との連携をより一層強化しながら、飼い主に対する不妊去勢手術等の繁殖制限措置の普及啓発と、飼い主のいない猫に対する繁殖制限措置の推進に取り組みます。

## (2) 犬及び猫の引取り依頼者

表7 犬及び猫の引取依頼者

(動物愛護法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
犬(飼い主から)	125	95	54	63	63	43	50	28	28	47
犬(所有者不明)	18	38	24	24	13	7	10	3	0	0
猫(飼い主から)	445	385	282	227	199	187	165	306	298	203
猫(所有者不明)	1,766	1,814	1,538	1,395	1,137	1,003	620	420	362	234
犬・猫の引取り数	2,354	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845	757	688	484

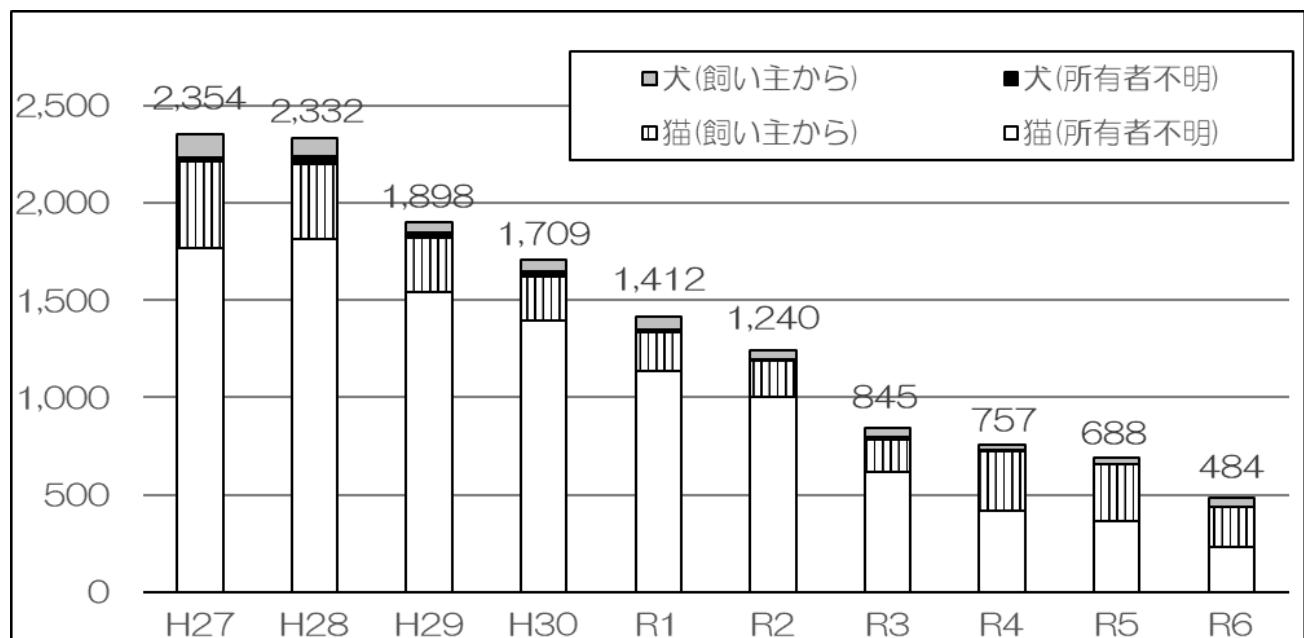


図7 犬及び猫の引取依頼者  
(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

犬及び猫の引取り数は着実に減少しておりますが、依然として、猫の引取り数が多く、引取りした犬及び猫全体の90.3%を占めています。

飼い主等への終生飼養に関する普及啓発に取り組むとともに、飼い主のいない猫に対する繁殖制限措置の推進に取り組みます。

### (3) 引き取った犬及び猫の措置状況

#### ① 引き取った犬の措置状況

表8 引き取った犬の措置状況

(狂犬病予防法に基づく抑留、県動物愛護管理条例に基づく収容、動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物、として引き取った頭数 仙台市を除く)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
抑留・収容・引取り数	638	582	458	396	381	325	289	243	205	241
返還	291	255	258	186	182	205	172	175	140	142
譲渡（一般）	258	114	80	95	73	93	70	39	37	51
譲渡（団体）	0	96	75	58	71	58	23	30	10	24
殺処分等	143	108	48	57	28	13	15	12	15	20
内訳	殺処分(譲渡不適)	0	94	37	38	16	12	9	6	12
	殺処分(譲渡不適以外)	103	6	4	13	2	0	1	0	1
	収容中死亡	40	8	7	6	10	1	5	6	3
返還・譲渡率	86%	80%	90%	86%	86%	110%	92%	100%	91%	90%

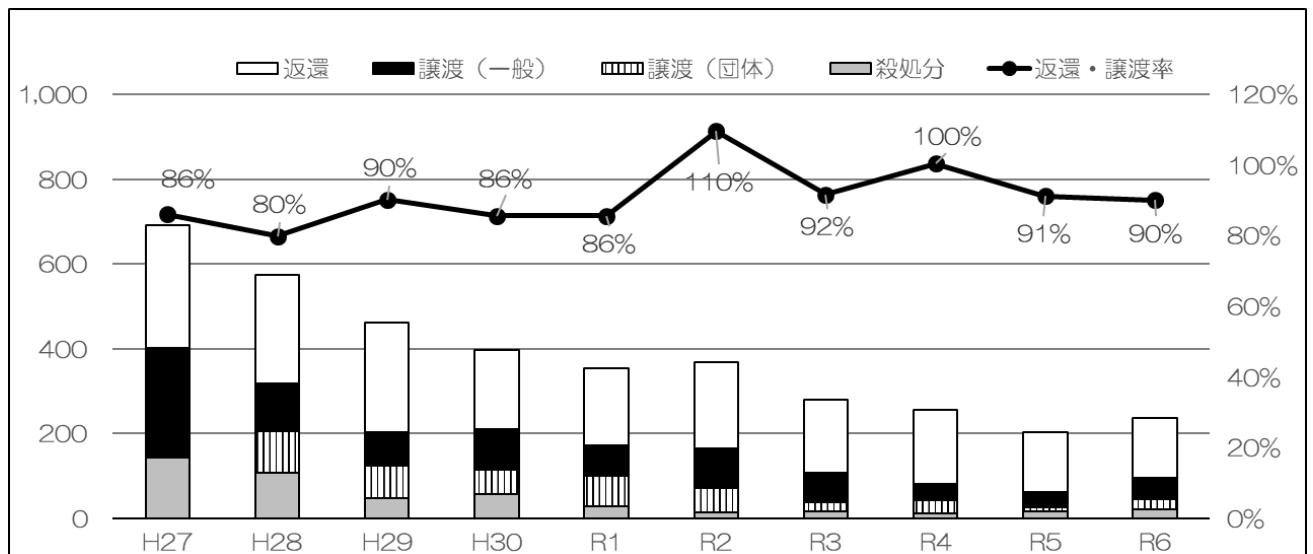


図8 引き取った犬の措置状況

(狂犬病予防法に基づく抑留、動物愛護管理条例に基づく収容・引取り及び負傷動物として引き取った頭数 仙台市を除く)

※返還・譲渡率（%）：年度内に返還及び譲渡された犬の頭数／年度内に引き取った犬の頭数×100

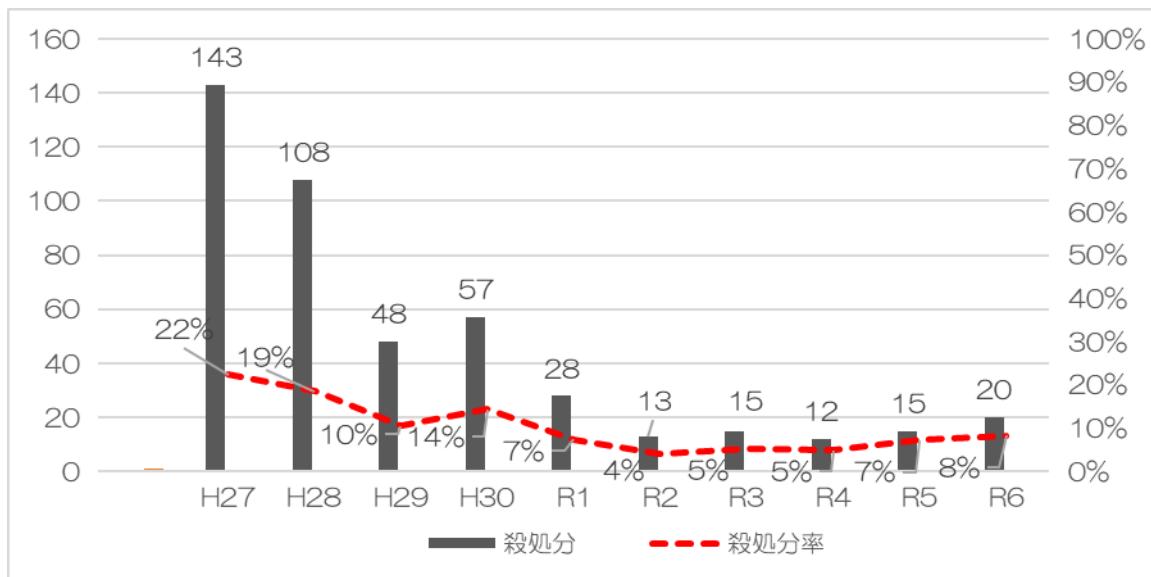


図9 引き取った犬の殺処分等の状況

(狂犬病予防法に基づく抑留、県動物愛護管理条例に基づく収容、動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物、として  
引き取った頭数 仙台市を除く)

引き取った犬の返還・譲渡率は、近年90%以上の高い水準を保っています。

県では引き続き、譲渡適性を考慮した上で新しい飼い主への譲渡を促進するとともに、引取り  
数削減の取組みを進め、譲渡不適及び収容中死亡を除いた犬の殺処分ゼロを目指していきます。

## ②引き取った猫の措置状況

表9 引き取った猫の措置状況  
(動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物として収容した頭数 仙台市を除く)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
引取り数	2,315	2,291	1,938	1,740	1,410	1,263	874	821	742	555
返還	8	9	11	8	17	12	16	6	3	8
譲渡（一般）	638	294	300	351	398	509	495	389	421	364
譲渡（団体）	0	431	475	240	184	112	111	150	87	22
殺処分等	1,667	1,561	1,114	1,138	877	684	291	239	256	168
内訳	殺処分(譲渡不適)	0	100	228	324	226	172	64	79	123
	殺処分(譲渡不適以外)	1,664	647	121	91	9	0	0	12	23
	収容中死亡	3	814	765	723	642	512	227	148	110
返還・譲渡率	28%	32%	41%	34%	42%	50%	71%	66%	69%	71%

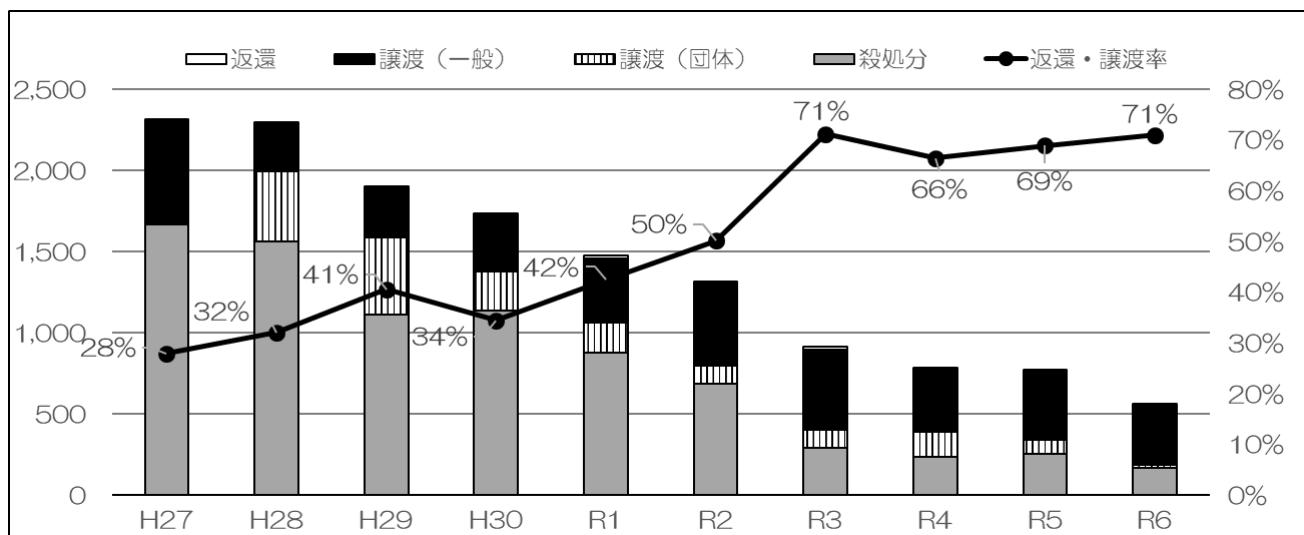


図10 引き取った猫の措置状況  
(動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物として引き取った頭数 仙台市を除く)

※返還・譲渡率 (%) : 年度内に返還及び譲渡された猫の頭数／年度内に引き取った猫の頭数 × 100

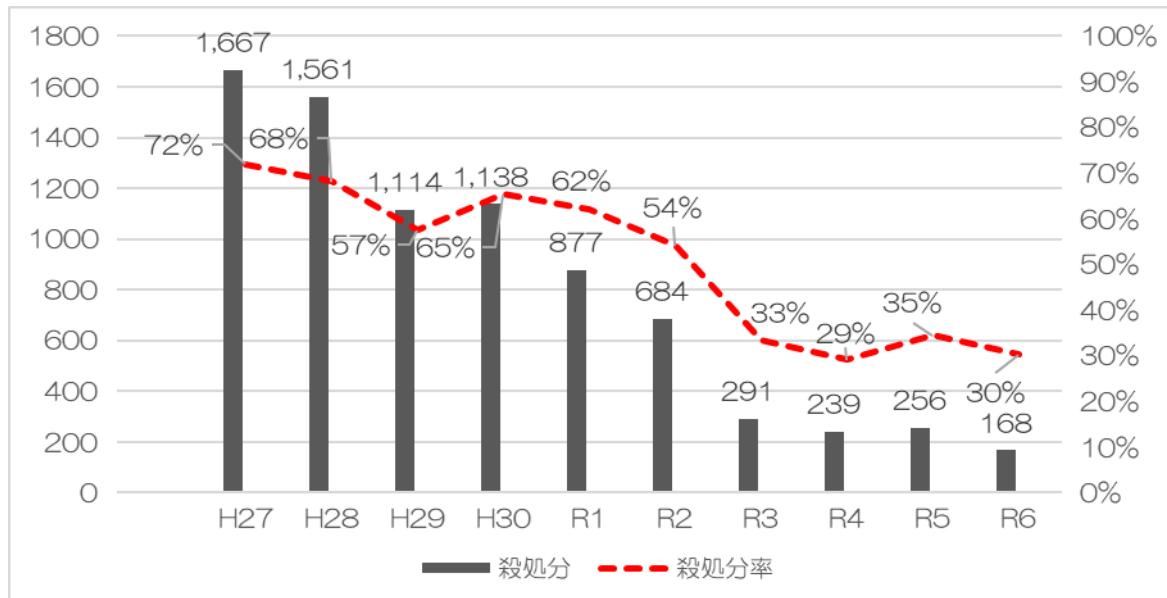


図11 引き取った猫の殺処分等の状況

(動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物として引き取った頭数 仙台市を除く)

猫の返還・譲渡率は年々増加傾向にあります。これに伴い、殺処分等の数は減少傾向にあり、殺処分等の多くは収容中に死亡した子猫や譲渡適性のない猫です。

令和4年度からは、収容中に死亡する子猫を減らし、新しい飼い主への譲渡につなげる取組として、ミルクボランティア事業を開始し、殺処分数の削減に向け取り組んでいます。

県では引き続き、譲渡適性を考慮した上で新しい飼い主への譲渡を促進するとともに、引取り数削減の取組みを進め、譲渡不適及び収容中死亡を除いた猫の殺処分ゼロを目指します。

## 2 宮城県内の犬の狂犬病予防法関係実績

表 10 宮城県内の犬の登録頭数及び狂犬病予防注射実施状況

区分 年度		登録申請 頭 数	年 度 末 登録頭数	予防注射 実施頭数	抑留頭数	返還頭数	咬傷犬頭数	相談等件数
S40	県(仙台市除)	38,282		66,916	1,870	1,197	126	
	仙台市	9,776		16,787	425	98	155	
	計	48,058		83,703	2,295	1,295	281	
S50	県(仙台市除)	62,572		110,956	5,060	222	152	1,291
	仙台市	12,057		20,681	546	76	93	
	計	74,629		131,637	5,606	298	245	1,291
S60	県(仙台市除)	63,184		62,388	4,213	153	138	3,148
	仙台市	14,589		14,571	372	82	81	757
	計	77,773		76,959	4,585	235	219	3,905
H10	県(仙台市除)	10,055	92,071	81,245	1,661	269	118	3,146
	仙台市	3,732	34,048	30,504	336	148	89	1,463
	計	13,787	126,119	111,749	1,997	417	207	4,609
H20	県(仙台市除)	7,357	91,354	77,496	742	325	112	2,528
	仙台市	4,649	46,250	38,922	255	154	56	1,133
	計	12,006	137,604	116,418	997	479	168	3,661
H27	県(仙台市除)	4,849	76,987	63,983	491	287	69	2,148
	仙台市	3,056	48,603	39,141	137	95	55	617
	計	7,905	125,590	103,124	628	382	124	2,765
H28	県(仙台市除)	4,799	74,396	62,237	447	252	79	2,117
	仙台市	2,739	48,158	38,272	114	91	45	614
	計	7,538	122,554	100,509	561	343	124	2,731
H29	県(仙台市除)	4,711	71,974	60,726	374	254	70	1,917
	仙台市	3,560	47,487	37,499	110	83	40	607
	計	8,271	119,461	98,225	484	337	110	2,524
H30	県(仙台市除)	4,848	69,790	58,803	305	183	71	1,862
	仙台市	3,778	46,622	36,697	88	61	62	599
	計	8,626	116,412	95,500	393	244	133	2,461
R1	県(仙台市除)	4,454	66,979	56,845	299	182	99	1,964
	仙台市	3,069	46,090	36,297	59	45	52	529
	計	7,523	113,069	93,142	358	227	151	2,493
R2	県(仙台市除)	4,270	64,828	54,758	267	205	88	1,764
	仙台市	3,437	45,429	34,289	53	42	63	525
	計	7,707	110,257	89,047	320	247	151	2,289
R3	県(仙台市除)	4,581	63,291	52,868	225	168	74	1,499
	仙台市	3,285	43,991	35,171	54	43	59	445
	計	7,866	107,282	88,039	279	211	133	1,944
R4	県(仙台市除)	4,126	62,007	51,586	207	170	100	1,473
	仙台市	3,102	43,100	33,834	40	37	64	360
	計	7,228	105,107	85,420	247	207	164	1,833
R5	県(仙台市除)	3,922	60,676	50,115	177	140	76	1,117
	仙台市	3,085	42,310	32,887	32	20	59	383
	計	7,007	102,986	83,002	209	160	135	1,500
R6	県(仙台市除)	3,881	59,399	48,604	194	142	89	1,228
	仙台市	3,498	41,764	32,679	35	24	52	336
	計	7,379	101,163	81,283	229	166	141	1,564

予防注射は、昭和54年度まで年2回実施  
犬の登録及び予防注射は、平成12年4月1日から市町村の事務となっているが、参考として掲載  
返還頭数については、動物愛護センターでの実績を含む。

令和6年度の仙台市を含む県内の犬の登録頭数は101,163頭で、狂犬病予防注射実施率は80.3%となっています。

狂犬病予防法において飼い主の義務である飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について、その必要性と併せて指導を行い、登録の徹底と狂犬病予防注射実施率の向上を図ります。

### 3 第一種動物取扱業の業種別登録状況

表 11 第一種動物取扱業の業種別登録状況

年度	自治体	業種							登録業者 総数
		販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあつせん業	譲り受け飼養業	
H18	県（仙台市除）	195	105	5	26	17			256
	仙台市	105	94	0	13	13			161
	計	300	199	5	39	30			417
H24	県（仙台市除）	182	152	4	29	26			296
	仙台市	130	184	7	29	26			274
	計	312	336	11	58	52			570
H25	県（仙台市除）	175	149	7	28		1	1	296
	仙台市	112	187	7	27	27	0	1	261
	計	287	336	14	55	27	1	2	557
H26	県（仙台市除）	175	159	7	28	29	1	1	300
	仙台市	116	190	7	29	24	0	1	267
	計	287	336	14	55	27	1	2	567
H27	県（仙台市除）	179	168	8	29	21	1	1	311
	仙台市	126	197	6	30	29	0	1	285
	計	305	365	14	59	50	1	2	596
H28	県（仙台市除）	178	177	11	30	28	1	1	326
	仙台市	122	196	8	30	35	0	1	294
	計	300	373	19	60	63	1	2	620
H29	県（仙台市除）	180	187	10	30	29	1	1	334
	仙台市	125	203	8	28	35	0	1	294
	計	305	390	18	58	64	1	2	628
H30	県（仙台市除）	179	196	9	29	30	1	1	336
	仙台市	123	212	8	24	44	0	1	309
	計	302	408	17	53	74	1	2	645
R1	県（仙台市除）	173	207	9	30	31	1	1	338
	仙台市	125	220	8	27	44	0	1	317
	計	298	427	17	57	75	1	2	655
R2	県（仙台市除）	169	213	9	31	33	1	1	339
	仙台市	125	227	8	26	46	0	2	322
	計	294	440	17	57	79	1	3	661
R3	県（仙台市除）	168	214	9	29	36	1	1	346
	仙台市	119	231	10	27	33	0	2	306
	計	287	445	19	56	69	1	3	652
R4	県（仙台市除）	169	225	6	31	40	1	1	358
	仙台市	112	234	10	27	32	0	3	306
	計	281	459	16	58	72	1	4	664
R5	県（仙台市除）	152	227	9	28	41	1	1	350
	仙台市	103	236	9	27	41	0	3	308
	計	255	463	18	55	82	1	4	658
R6	県（仙台市除）	158	240	10	26	48	1	0	369
	仙台市	104	240	9	29	36	0	3	309
	計	262	480	19	55	84	1	3	678

第一種動物取扱業の登録件数は近年同レベルで推移しています。

#### 4 令和6年度動物取扱責任者研修実施状況

表12 令和6年度動物取扱責任者研修実施状況

主催	実施日	受付	時間 ※講習時間のみ	場 所	担当公所	外部講師 依頼先
仙南	11月19日（火） 11月20日（水）	13:00～13:30	13:30～15:30	大河原合同庁舎 4階大会議室	仙南 岩沼	なし
塩釜	10月7日（月）	13:00～13:30	13:30～15:30	オンワード樫山仙台 ビル10階	塩釜 黒川	なし
大崎	10月30日（水）	13:00～13:30	13:30～15:30	大崎合同庁舎 1階大会議室	大崎 栗原	なし
石巻	11月22日（金）	13:00～13:30	13:30～15:30	石巻合同庁舎 大会 議室	石巻 登米 気仙沼	なし
気仙沼	10月29日（火）	13:00～13:30	13:30～15:30	気仙沼保健福祉事務 所 2階大会議室	気仙沼 石巻 大崎	なし
仙台	10月30日（水） 11月18日（月） 11月26日（火）	13:30～14:00	14:00～16:00	オンワード樫山仙台 ビル10階	仙台市	なし

令和6年度の動物取扱責任者研修は、宮城県内6会場で全9回実施しました。

#### 5 愛護事業実施状況

##### (1) 宮城県動物愛護センターにおける愛護事業実施状況

表13 ふれあい教室実施状況及びふれあい広場利用状況

年度	ふれあい教室実施状況		ふれあい広場利用状況	
	件数 (うち、移動ふれあ い教室件数)	参加者数	開場日数	利用者数
H25	46(5)	2,324人	245日	9,620人
H26	46(4)	2,166人	245日	8,808人
H27	36(5)	1,946人	245日	8,836人
H28	34(2)	1,636人	242日	8,094人
H29	30(3)	1,307人	215日	6,183人
H30	26(2)	1,260人	194日	3,646人
R1	27(3)	1,165人	176日	3,243人
R2	0(0)	0人	171日	489人
R3	0(0)	0人	171日	681人
R4	3(0)	65人	192日	1,139人
R5	8(0)	190人	190日	1,528人
R6	8(0)	265人	193日	1,605人

表 14 不妊去勢手術及び譲渡会等の実施状況

事業名	実施日	参加者数(人)	内容等
不妊去勢手術	随時		犬：44頭（オス12頭、メス32頭） 猫：164頭（オス85頭、メス79頭） ※保健所獣医師による手術実施分を含む。
ふれあい教室	8回／年	265	犬、猫、モルモット、ウサギとのふれあい体験、講話等
夏休み一日飼育体験	令和6年7月30日、31日 8月7日、8日	37	小学5、6年生を対象とした動物の飼育管理体験、講話等
動物愛護週間 一日開場	R6.9.21	84	ふれあい広場の開放、動物とのふれあい体験、動物クイズコーナー
猫の譲渡会	6回／年	500	休日譲渡会（5回）：猫52頭譲渡（成猫34頭、子猫18頭） 平日譲渡会（1回）：猫8頭譲渡（成猫8頭）
譲渡犬見学会	令和6年10月4日	22	譲渡犬4頭と譲渡希望者の面会

令和6年度の愛護事業は、新型コロナウイルス感染症の感染症法5類移行を踏まえ、感染症対策に配慮した上でふれあい教室や夏休み一日飼育体験および一日開場を開催しました。また、動物愛護センターでは、譲渡候補の犬及び猫を対象に208頭の不妊去勢手術を実施したほか、猫の譲渡会を開催し合計60頭の猫を譲渡するなど、積極的な譲渡推進に取り組みました。

## (2) 保健所・支所における愛護事業実施状況

表 15 保健所・支所における愛護事業実施状況

公所	開催年月日	参加者数	場所	行事名	主催・共催等	概要
仙南	R6.7.16	2	大河原合同庁舎	角田高等学校生による総合的探究	角田高等学校	高校生が自らテーマを設定して研究する授業において生徒から要請に応じて動物愛護行政の現状等についての講話
	R7.1.30	9	角田市総合福祉センター	ペットの同行避難等の災害対策についての打ち合わせ会	角田市市民福祉部 社会福祉課、防災安全課、生活環境課	ペットの同行避難等の災害対策についての講義等
	R7.2.10	12	白石市総合福祉センター	動物愛護に関する研修会	白石市市民経済部、保健福祉部、社会福祉協議会等	高齢者や生活保護受給者、要支援者に対する動物の適正飼養についての講義
塩釜	R7.3.2	420	利府町役場	りふ環境まるごとフェア2024	りふ環境まるごとフェア実行委員会、利府町	犬猫クイズを通した動物愛護及び適正飼養、狂犬病予防注射の普及啓発
岩沼	R6.11.17	520	名取市民体育館前広場	動物愛護啓発事業（2024名取ふるさと秋まつり）	名取市・名取市商工会・名取岩沼農業協同組合・宮城県漁業協同組合仙南支所・名取市觀光物産協会	動物愛護推進員に協力頂き、犬・猫に関する関するクイズ、ポスター・パネルの展示を行った。
黒川	R6.10.5	39	富谷市富ヶ丘公民館	飼い犬のしつけ方教室	主催：塩釜保健所黒川支所、富谷市、宮城県獣医師会黒川班 共催：大和町、大郷町、大衡村	飼い犬のしつけ方、適正飼養についての講習

	R6.7.7	750	旧鹿島台第二小学校	あにまるフェスタ in おおさきセミナー 猫の適正飼育のための講演会	主催：大崎市	猫の適正飼育のための講演会
大崎	R6.9.22	650	吉野作造記念館	いぬねこ十一番地	主催：いぬねこ十一番地実行委員会 共催：大崎保健所	野良猫の不妊去勢手術啓発：移動式手術車内で猫の不妊去勢手術及び講演会 適正飼育を叫ぶ大声コンテスト：適正飼育を促す言葉を叫んでもらい、音量の最大値を測定 譲渡会：譲渡会及び動物の適正飼育の啓発ポスターを掲示
	R6.10.12	13	大崎保健所	譲渡会	主催：大崎保健所	保健所に収容されている譲渡会
	R6.8.31	72人	栗原市築館志波姫	2024栗原市民まつりにおけるペット相談会	主催：大崎保健所 栗原支所、公益社団法人宮城県獣医師会栗原支部	県獣医師会栗原支部会員獣医師によるペットに関する相談対応を行った。
栗原	R6.10.20	29人	栗原市築館	令和6年度犬のしつけ方教室	主催：大崎保健所 栗原支所、公益社団法人宮城県獣医師会栗原支部 共催：栗原市	警察犬訓練所の訓練士を講師に招き、適正飼養に関する講演と、犬同伴参加者へ犬のトレーニング方法の実演を行った。
登米	R6.11.16	18	吉田公民館（登米市米山町）	令和6年度愛犬と飼い主のマナーアップ講座	【主催】登米市 【共催】（公社）宮城県獣医師会仙北支部、石巻保健所登米支所	犬の習性、生態を理解し、正しいしつけ方を学ぶことで、動物福祉の向上を推進し、犬による事故を防止する。講師（訓練士）によるデモンストレーションの他、個別対応の訓練が行われた。
	R6.11.17	16	北方公民館（登米市迫町）	令和6年度愛犬と飼い主のマナーアップ講座	【主催】登米市 【共催】（公社）宮城県獣医師会仙北支部、石巻保健所登米支所	犬の習性、生態を理解し、正しいしつけ方を学ぶことで、動物福祉の向上を推進し、犬による事故を防止する。講師（訓練士）によるデモンストレーションの他、個別対応の訓練が行われた。
石巻	R6.7.25	70	石巻市	令和6年度動物愛護啓発キャンペーン	石巻保健所	イオンモールの利用者に対して啓発資材（動物愛護啓発チラシ入りポケットティッシュ）を70個配布した。
	R6.10.27	900	女川町	おながわ秋の収穫祭2024	石巻保健所	おながわ秋の収穫祭2024会場内にブースを設け、来場者に対し啓発資材（動物愛護啓発チラシ入りポケットティッシュ、動物愛護メッセージ入り蛍光ペン）を合計892個配布した。
	R6.12.8	100	石巻市	動物愛護セミナー	宮城県獣医師会石巻支部（共催）	動物愛護セミナーを宮城県獣医師会石巻支部と共に催し、参加者100名にペットの適正飼養について啓発を行った。
気仙沼	R6.11.3	54	南三陸町総合体育館	南三陸町産業フェア 薬物乱用防止啓発事業・動物愛護啓発事業	南三陸産業フェア実行委員会	動物の適正飼養に関するクイズおよび動物愛護啓発資材の配布を行った。
	R6.11.10	18	気仙沼市新月公民館	令和6年度気仙沼地区家庭犬しつけ方教室	主催：（公社）宮城県獣医師会仙北支部 共催：気仙沼市市民生活部環境課、南三陸町環境対策課、気仙沼保健所	ドッグスクールマツモト 松本章氏を講師に迎え、参加者の飼い犬によりしつけを実演し、その後参加者本人に実際にやってもらう、といった流れを基本として進行した。その後、参加者及び聴講者各自からの個別質問に対し、質疑応答した。
動物愛護センター	R6.11.10	300	あすと長町	動物フェスタin Miyagi	主催：（公社）宮城県獣医師会、（公社）仙台市獣医師会 後援：宮城県、仙台市	フェスタ内に動物愛護センターのブースを設置し、3動物愛護に関するチラシを300人に配布した。（フェスタ来場者は15,546人）

保健所・支所が実施する愛護事業については、各地域のニーズや特徴に合わせ、関係団体等と協力しながら、しつけ方教室やイベント等で動物愛護に係る普及啓発を実施しました。

## 6 動物愛護推進員活動状況

### (1) 委嘱状況

54名（令和7年7月末時点）

### (2) 主な活動（令和6年度活動実績より）

- ・ 県の動物愛護事業・行事等への協力
- ・ 県獣医師会飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業への協力
- ・ 地域猫活動（捕獲器の貸出し、動物病院搬送、新しい飼い主の募集）
- ・ 災害時・危機管理対策の啓発
- ・ パピーウォーカー、ステイウォーカー
- ・ 子猫のミルクボランティア
- ・ 新しい飼い主探し
- ・ 飼い主のいない猫に関する相談
- ・ ペットに関する相談
- ・ 動物愛護の普及啓発等
- ・ 飼い方・マナー等のセミナー・イベント
- ・ 羊の毛刈り体験
- ・ しつけ方教室、飼い方指導
- ・ 公所に収容されている犬のトリミング
- ・ 狂犬病予防集合注射の協力
- ・ 感染症・病気予防知識の啓発
- ・ 個人ボランティアへの協力
- ・ ワクチン・迷子札の推進

## 7 飼い主のいない猫の不妊去勢事業実績

### (1) 公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業

表 16 公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業 実施状況

実施年度	助成金額	予定頭数	実施期間	実施頭数
H26	オス：3,000円（一律） メス：6,000円（一律）	400頭	9月～翌年2月	174頭
H27				365頭
H28				359頭
H29				543頭
H30	手術費用の1／2の額 オス：3,000円（上限） メス：6,000円（上限）	600頭	6月～翌年2月	641頭
R1	オス：6,000円（一律） メス：12,000円（一律）	800頭	4月～翌年3月 (12月で新規受付終了)	834頭
R2			4月～翌年3月 (翌年2月末で新規受付終了)	795頭
R3		1,000頭	4月～翌年3月 (翌年2月11日で新規受付・手術終了)	1,012頭 オス：353頭 メス：659頭
R4			4月～翌年3月 (翌年2月11日で新規受付・手術終了)	1,000頭 オス：354頭 メス：646頭
R5			4月～翌年3月 (翌年2月11日で新規受付・手術終了)	1,142頭 オス：402頭 メス：740頭
R6		1,000頭	4月～翌年3月（翌年1月15日で新規受付・手術終了）	1,187頭 オス：429頭 メス：758頭
R7		1,000頭	4月～翌年3月（予算の上限に達し次第、受付・手術終了予定）	455頭 オス：177頭 メス：278頭 (6月末現在)

令和6年度の宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業実施状況は去勢手術が429件、不妊手術が758件で合計1,187件となり、助成額が予算額に達したため、令和7年1月15日で申請受付及び手術を終了しました。県では、引き続き、県獣医師会と連携し、飼い主のいない猫の不妊去勢の推進に取り組みます。

### (2) 公益社団法人仙台市獣医師会による飼い主のいない猫避妊去勢事業

表 17 令和6年度月別実施頭数（仙台市獣医師会資料提供）

	令和6年度月別頭数												計	助成額/頭	助成額
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
♂	31	40	23	38	22	38	49	42	30	24	34	26	397	4,500	1,786,500
♀	40	26	35	61	28	29	35	61	40	34	27	30	446	9,000	4,014,000
計	71	66	58	99	50	67	84	103	70	58	61	56	843		5,800,500

## 8 令和8年度宮城県実施予定の施策

- 普及啓発
  - ・ 動物愛護週間行事の開催・支援
  - ・ 普及啓発用ポスター・チラシ等の作成・配布
  - ・ X等SNSを利用した広報活動の強化
- 不妊去勢措置の推進
  - ・ 犬及び猫引取時等における不妊去勢措置の指導
  - ・ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成事業の推進
  - ・ 動物愛護センターでの譲渡動物の不妊去勢手術の実施
  - ・ 県が関与する多頭飼育事案の犬・猫の不妊去勢手術の実施
- 譲渡の推進
  - ・ 譲渡対象動物へのマイクロチップの装着と新しい飼い主へのマイクロチップ情報登録の推進
  - ・ 動物愛護団体と協働した譲渡の推進
  - ・ 譲渡対象動物への混合ワクチン接種、駆虫薬投与等感染症予防対策の強化
  - ・ 獣疫衛生業務支援システムによる、公所間での収容動物情報の共有化
  - ・ 動物マッチングサイトの運用 (IV 情報提供参照)
- 飼い主への適正飼養に関する知識の普及
  - ・ しつけ方教室の開催・支援
  - ・ 譲渡時における適正な飼育方法等の助言
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射実施の啓発
- 動物愛護推進員の委嘱及び連携・協働
- 社会福祉部局との連携による多頭飼育者の把握・対応 (IV 情報提供参照)
- 動物取扱業者への指導
- 動物取扱責任者研修を通した動物取扱業者の育成
- 宮城県獣医師会が実施する事業への協力
- 宮城県動物愛護推進計画進捗状況の把握
- ミルクボランティア事業の実施
- 県が収容する負傷動物の治療
- 宮城県保健所犬猫ダイヤル (IV 情報提供参照)

## IV 情報提供事項について

### 1 県からの情報提供

#### (1) 多頭飼育問題への取組について

「多頭飼育問題」は、飼い主の生活困窮や社会的な孤立も背景にあり、社会福祉的な支援が必要な場合が多く、また再発リスクも非常に高いことが環境省の調査でも明らかとなっています。これらの問題は、「人の問題」と「動物の問題」の両面から関係者が連携して対応する必要があることから、県内の社会福祉・動物愛護分野の関係者で現状や課題を共有し、連携・協働の在り方を学ぶことを目的として令和7年3月に研修会を開催しました。

##### ○「社会福祉と動物愛護管理に関する研修会」

日時 令和7年3月14日（金）午後1時30分から午後4時まで

場所 宮城県自治会館205・206会議室

##### 【参集範囲】

県動物愛護管理部局（動物愛護担当）、社会福祉部局（県・市生活保護担当）、市町村環境衛生部局（獣疫衛生担当）、動物愛護推進員等

##### 【内容】

###### ○講演

###### 「多頭飼育問題対策における多職種連携のあり方～多頭飼育問題に対する長野県の取組～」

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 社会福祉士 佐藤 尚治

###### ○研修

###### （1）県内の多頭飼育事案における対応状況等について

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 技術主任主査 井上 奈奈

###### （2）意見交換

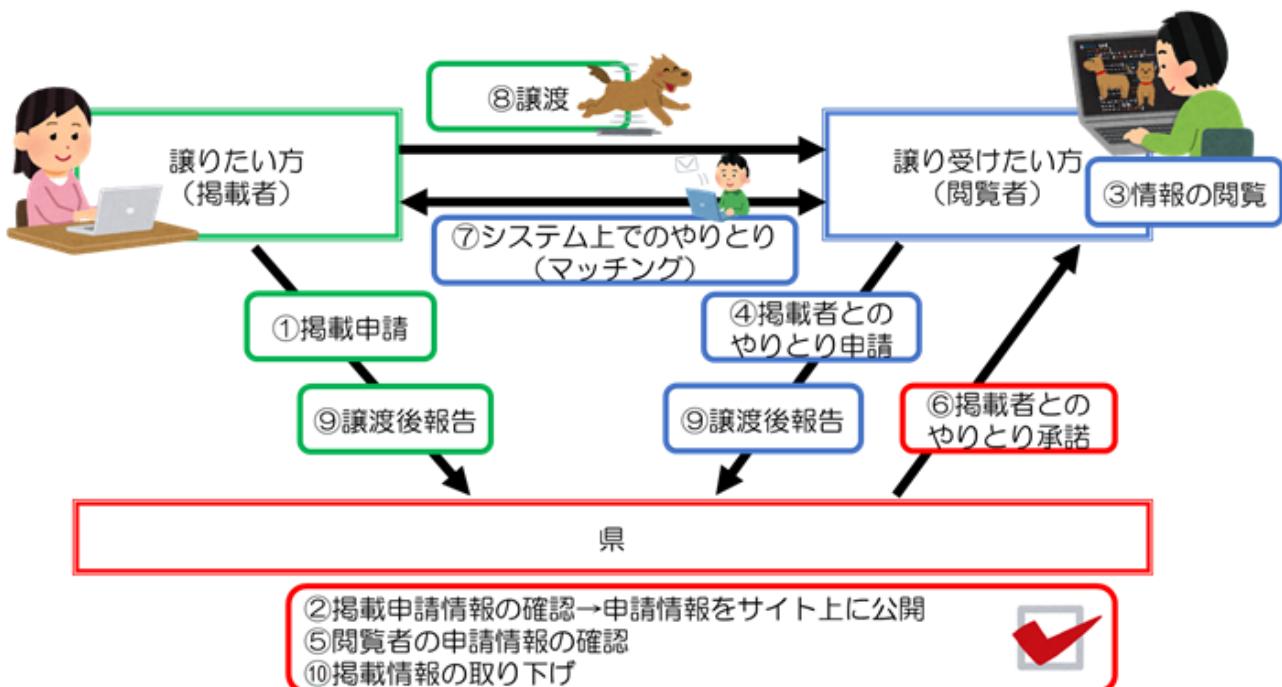
###### （2）「宮城県保健所犬猫ダイヤル」の開設について

令和7年8月1日から、県内保健所・支所と動物愛護センターで受け付けていた犬猫の相談対応を、コールセンターに外部委託しました。コールセンターの名称は「宮城県保健所犬猫ダイヤル」で、受付時間は土日や祝日を含め、毎日午前8時30分から午後5時15分となっています。



### (3) 動物マッチングサイト開設について

動物マッチングサイトは犬猫を譲渡したい方と譲り受けたい方とをマッチングするサイトです。譲渡したい犬猫をサイトに掲載し、閲覧者が譲受を希望する場合、保健所等を通さずに直接譲受する仕組みです。令和7年度にサイトを構築し、令和8年4月から本格運用予定です。



### (4) 宮城県大崎保健所及び石巻保健所に係る獣疫衛生業務の集約について

獣医師不足を解消するため、業務の効率化を行った上、大崎保健所栗原地支所及び石巻保健所登米支所の獣疫衛生業務をそれぞれの本所へ集約しました。

本所には獣疫衛生（技労）職員を1名ずつ増員し、組織強化を図ることにより保健所支所で担っていた当該地域の獣疫衛生業務における住民サービスを維持するものです。

業務集約後における栗原及び登米支所食品薬事班の体制（イメージ）

食品薬事班 【現状】	食品薬事班 【業務集約後】
<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品衛生に関すること</li> <li>○食品表示基準に関すること</li> <li>○狂犬病予防に関すること</li> <li>○動物の愛護及び管理に関すること</li> <li>○薬事に関すること</li> <li>○毒物及び劇薬の指導に関すること</li> <li>○温泉に関すること</li> <li>○旅館、興行場及び公衆浴場の営業に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品衛生に関すること</li> <li>○食品表示基準に関すること</li> <li>○狂犬病予防に関すること (本所に集約)</li> <li>○動物の愛護及び管理に関すること (本所に集約)</li> <li>○薬事に関すること</li> <li>○毒物及び劇薬指導に関すること</li> <li>○温泉に関すること</li> <li>○旅館、興行場及び公衆浴場の営業に関すること</li> </ul>